

令和元年11月26日

保護者様

いわき市立勿来第二小学校長 善方 威浩

## インフルエンザ流行期間の本校の対応について

初冬の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、これからインフルエンザの本格的な流行期間に入りますが、今年は、例年よりその始まりが早いようです。

そこで、インフルエンザの予防と流行の抑止のため、本校では下記のような対応をしていくこととしましたので、あらかじめお知らせをいたします。児童の健康管理のため、どうぞご協力をお願いいたします。

### 記

#### <学校の対応>

- うがいや手洗いの励行を、これまで以上に徹底します。また、3学期から「お茶うがい」を実施します。
- 児童の37.5℃以上の発熱の場合、また、それ未満でも体調が悪く、その後の体温の上昇が予想される場合は、原則として保護者の方にご連絡の上、早退させることとします。連絡先につきまして、変更や新たな連絡先ができた場合は、速やかに担任にお知らせください。
- 校内でインフルエンザの罹患者が一人でも出た場合や、近隣の幼・小・中学校でインフルエンザ流行の兆しがある場合は、児童と職員全員でマスクを着用することとします。今からマスクの準備をお願いいたします。また、ランドセルにも2～3枚の予備のマスクを入れておくようお願いいたします。
- 校内でインフルエンザの流行が懸念される状況になった場合は、校医の意見も聞きながら、下校時刻の繰り上げや学級・学年閉鎖、行事等の延期や中止等を検討します。そのような場合は、できるだけ速やかに一斉メール等でご連絡いたしますが、急な変更とせざるを得ない場合もありますので、ご了承ください。

#### <ご家庭にお願いしたいこと>

- ハンカチは毎日新しいものを持たせてください。また、ティッシュも多めに持たせてください。お茶うがいのため、水筒へのお茶の準備もお願いいたします。
- 登校前にお子さんの発熱の有無や体調をよく見ていただき、少しでも気になるようであれば無理して登校させず、病院を受診してください。その結果は、お手数でも電話で学校までご連絡ください。
- インフルエンザと診断された場合は「出席停止」となりますので、必ず学校までご連絡ください。出席停止期間は、学校保健安全法施行規則により「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあっては、三日）を経過するまで」と規定されています。「もう元気になったから」と、この期間を短縮することはできません。

(例) 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症 (発熱等)		解熱				登校可
	←	出席停止期間	→			
* 解熱が遅れた場合は、その後2日をおいて登校可となりますので、停止期間が延びることがあります。						

(担当 養護教諭 小野 美香 電話 65-2622)